

庁舎自動体外式除細動器(AED)賃貸借契約 仕様書

1. 件 名 庁舎自動体外式除細動器(AED)賃貸借契約
2. 納入場所 佐野市高砂町
3. 入札想定品(AED)同等品以上
 - (1) フィリップスジャパン社製 ハートスタート FRx+ (または後継品)
 - (2) 日本光電工業株式会社製 カルジオライフ AED-3100 (または後継品)
 - (3) 日本ストライカー株式会社製 ライフパック CR2
4. 数 量
 - (1) 賃貸借台数 : 7台(スタンド付)
 - (2) 付 属 品 : 本体に付属する装置等は、1台につき次のとおりとする。
 - ① AED 本体(バッテリーを含む) 1 台
 - ② キャリングケース 1 台
 - ③ 電極パッド(成人用2組、小児用1組)
※成人・小児共用のものは2組で可
 - ④ 救急セット 1 式
はさみ、人工呼吸用マウスピース、手袋(ニトリルグローブ等)、かみそり等の脱毛用具、
タオル(ミニタオル、ペーパータオル等)
 - ⑤ 取扱説明書(日本語)1 部
 - ⑥ スタンド H=1,400mm程度(庁舎各フロア1台)
※スタンドを固定するためのアンカー打ち込みはできないものとする
5. 賃貸借期間 令和5年9月1日～令和10年8月31日(60か月)
※地方自治法第234条の3(長期継続契約とする)
6. 納入期限 契約開始日の前日までに別紙一覧に記載の場所に納入すること
7. 機器仕様書(機能・性能)
 - (1) 新品・未使用の装置であること
 - (2) JRC 蘇生ガイドライン2015に対応していること
 - (3) 二相性波計による除細動器であること
 - (4) 成人/小児モードを切替えることができる機能を有すること
 - (5) AED、電極パッドとも医療用具(除細動器)として薬事法上の承認を得ていること
 - (6) 日本語の音声ガイダンス機能を有し動作を指示できること
 - (7) 電気ショックが必要であると判断した後であっても、傷病者の心電図波形に変化があった場合には、安全機能として電気ショックを自動的にキャンセルする機能があること
 - (8) セルフテスト結果を確認するインジケータは1種類であること
 - (9) 電極パッドは、あらかじめ本体に装着された状態であること。また、予備の電極パッドはキャリングケース内に収納されていること(別袋に収納でも可)
 - (10) 機器本体が毎日、セルフテストを実施していること。その内容として、内部回路、バッテリー容量、パッド間の導通等のチェックを行っており、パッドの乾燥やケーブルの断線などの

異常を事前に識別できること。また、異常があった場合には、アラーム音等で周囲に知らせる機能を有すること

- (11) 保証期間を5年以上有していること
- (12) 遠隔監視システムは不要とする。

8. 定期点検

平成21年4月16日厚生労働省通知「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」で求められている点検以外に、「取扱説明書」に記載されたAED使用のために日常点検等以外で手動での月に1回の定期点検を推奨している機種については、受託者が点検を実施し異常の有無について設置担当者へ報告すること。また、その費用は契約金額に含むものとする。

9. 消耗品

- (1) 使用期限のある消耗品の定期交換については、交換時期ごとに速やかに実施すること。また、その費用は契約金額に含むものとする。なお、成人・小児を共用しない電極パッドの場合、次の交換時期には、「JRC 蘇生ガイドライン 2020」に対応し、呼称が変更となった電極パッドに交換すること
- (2) 交換によって不要となったバッテリーや電極パッドは、回収するものとする。

10. 保証

リース期間中 AED に故障等が生じた場合には、無償で速やかに現状の復帰に努めること

11. 取扱説明

- (1) 納入に際し、各納入施設担当者と打ち合わせを行い、本体及び付属品等の取り扱い説明を十分に行うこと
- (2) 納入後、各納入施設から申し出があった場合、随時、機器使用について説明を行えるサポート体制を整えること

12. 納入について

納入の日時については、財産活用課へあらかじめ通知し、設置場所を含め調整すること

13. 設置場所

庁舎各階中央エレベーターロビー付近(1～7階)

14. その他

- (1) 賃貸借期間満了後、庁舎から機器を回収すること。またその費用は契約金額に含むものとする。なお、撤去作業は各階(1～7階)の設置場所にて、それぞれ実施が必要となります。
- (2) 賃貸人はリース期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険又は当該物件に該当する保険契約を賃貸人の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新すること。ただし、一般的な動産総合保険に定める保証以上の保証をすることを確約し、契約時にその旨定めることができる場合にはこの限りではない。
- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。